



牟岐釣り〜リズム海を知りま〜

船釣り

&

シュノーケリング

郷土料理 海賊焼き

出発日

2026. 9. 5 sat ~ 6 sun ^{1泊2日}

雨天決行 荒天中止
開催判断 2 日前

手ぶらで釣り体験
初心者大歓迎
釣りインストラクター付

お一人様58,000円のところ
モニター特別価格
お一人様18,500円

プロのガイドと海へ
安心安全に楽しく！海の現状
や変化についても学べる時間

アップサイクル
海洋ゴミに新たな価値を！
世界に一つのコースターを作ろう！

1日目

モラスコ牟岐集合(8:00) … 手ぶらで船釣り … 昼食
… シュノーケリング … モラスコ牟岐 … 宿(17:10頃)

2日目

宿(9:00発) … アップサイクル体験 … 解散(12:00頃)

【主催・お問い合わせ】
一般社団法人みなみ阿波観光局

Tel 0884-70-5880 Fax 0884-70-5881

Mail: yoyaku@minamiawa.jp

URL: <https://minamiawa.jp/>



☆募集人数：8名（1組3～4名様ファミリー2組限定）

モニターツアーのため、過去に牟岐釣〜リズムへ参加されたことがないご家族を優先します。

☆応募条件：○お子様のご参加は小学3年生以上とします。○お子様のみのご参加は出来ません。

☆集合場所：海部郡牟岐町灘下浜辺『モラスコ牟岐』に午前8時に集合。

☆釣り船名：山下渡船『第18海漁丸』

☆船釣り・シュノーケリング体験場所：牟岐大島周辺

☆宿泊場所：海部郡牟岐町大字灘字下浜辺 民宿 砂美かたやま

☆旅行代金：お一人様58,000円のところ【モニター特別価格；お一人様18,500円】

☆旅行代金に含まれるもの：船釣り・シュノーケリング体験代(レクチャー代込み)、宿泊代、食事代(3食)、保険代等

【ご案内事項】

※釣り道具類・エサ・シュノーケルセット等は全て無償にてお貸しすることができます。

○シュノーケルは度付きではないので、メガネの方はご自身でご用意ください。

（釣った魚を持ち帰りたい方はクーラーボックスをご用意ください。）

※釣りレクチャー役として弊局所属のインストラクター2名が乗船いたします。

※食事は、1日目昼食と夕食付き(アルコール・ソフトドリンク類は別料金になります)、2日目朝食付き。

※服装は自由ですが、雨が予想される場合は防水服が必要です。熱中症対策もお願いします。

※乗り物酔いに不安のある方は出船1時間前までに酔い止め薬を服用してください。

※宿の部屋は、1組1室となります。

※当日の気象条件によって、お客様の安全確保のため、プランの一部の変更または中止となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

※今後の商品開発のため、アンケート、動画・写真撮影にご協力ください。

撮影物の所有権は弊局に帰属いたします。SNS等で使用させていただく場合があります。

※キャンセルの場合は、旅行代金額お一人様58,000円に対して換算されますのでご注意ください。

旅行条件（要旨）

※お申込みの際には、必ず旅行条件書（全文）をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上お申込みください。

●募集型企画旅行契約

この旅行は、（一社）みなみ阿波観光局（海部郡美波町奥河内字井才天17番地1 徳島県知事登録旅行業第3-167号（以下「当社」といいます）が実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社との募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。旅行条件は下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書（全文）、出発日までに到着する最終旅行日程表と称する確定書面及び当社旅行契約の部によります。

●お申込み方法と契約成立時期

当社指定の旅行申込書（以下「旅行申込書」といいます）に所定の事項を記入の上、下記の申込金を添えてお申込みください。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。電話・郵便・ファクシミリ・インターネット等でお申込の場合、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して原則として3日以内に申込書の提出と申込金のお支払いをしていただきます。尚、お申込金のお支払いが確認された時点でお申込みとして取り扱います。

国内

国内申込金一覧表

旅行代金 （お一人様）	1万円未満	3万円未満	6万円未満	10万円未満	15万円未満	15万円以上
申込金	2,000円	6,000円	12,000円	20,000円	30,000円	旅行代金の20%

●お申し込みの条件

未成年の方のお申込は保護者の同意書が必要です。満7歳以上の方は医師の診断書の提出をお願いする場合があります。いずれの場合もお断りさせていただくか、同行者の同行を条件とさせていただきます場合があります。

（満8歳以上の方は、同行者の動向を条件とさせていただきます。）

●旅行代金の適用

参加されるお客様のうち満12歳以上は大人数料、満6歳以上（航空機利用コースは満3歳以上・クルーズ利用コースは満2歳以上）12歳未満の方は子供料金になります。

●旅行代金に含まれないもの

本パンフレットに含まれている旨を表示してある交通費・観光料金・宿泊料金・食料金・送迎料金・その他特記事項にかかる経費以外は本ツアーには含まれません。通常お客様が必要と思われるその一部を表示します。

また、その変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により、通常予測される程度を大幅に超えてかかる運送機関の運賃・料金の改定があった場合は、旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって8日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。

●お客様により旅行契約の解除

お客様は、いつでも定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。

旅行代金：60,000円（取消料は旅行代金から換算となりますのでご注意ください。）

旅行開始日の前日以前に起算して	旅行開始日の前日			旅行開始日の当日	旅行開始後の解除 及び無連絡不参加者
	21日前	20日～8日前まで	7日～2日前まで		
無料	旅行代金の20%	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の100%

※旅行代金が所定の期日まで入金がなく、当社がお申込をお断りした場合も上記の取消料をお支払いいただきます。

お客様は下記に該当する場合は取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。（一部例外）

（1）旅行契約内容に以下に示す重要な変更が行われたとき。a.旅行開始日または終了日の変更、

b.観光地・観光施設・その他の目的の変更、c.宿泊施設の変更、d.宿泊施設の客室の種類・施設・設備の変更

（2）旅行代金が増額された場合

（3）当社が確定日程表を標記の日までに交付しない場合。

（4）当社が出来に修すべき事由により、当社の旅行日程通りの実施が不可能になったとき。

●最少催行人員

お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかった場合は中止することがあります。

この場合は旅行開始日の前日から起算して、6日目（日曜日）旅行について、3日目に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知し、お断りしている旅行代金は、全額お返しします。

●当社の責任

当社は、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、一定の補償金及び見舞金を支払います。

●旅程保証

当社は、別表①に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に同表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。（又は、お客様の手の上、同等以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。）

別表① 変更補償金（率）

変更補償金の額	旅行開始日の前日までに、お客様に通知した場合は	旅行開始日以降に、お客様に通知した場合は
（1）パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
（2）パンフレット又は確定書面に記載した入庫する観光地又は観光施設（レストランを含みます）その他旅行の変更	1.0%	2.0%
（3）パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の等級または設備のより高い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額）パンフレット又は確定書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り、	1.0%	2.0%
（4）パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の等級または客室の変更	1.0%	2.0%
（5）パンフレット又は確定書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了した空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
（6）パンフレット又は確定書面に記載した本邦内の本邦外との間における旅行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
（7）パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の等級又は客室の変更	1.0%	2.0%
（8）パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の等級、設備又は食事その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
（9）上記（1）～（8）に掲げる変更のうち募集パンフレット又は確定書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1：パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスとの間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注2：〔9〕に掲げる変更については、〔1〕～〔8〕の料率を適用せず、〔9〕の料率を適用します。

注3：1件とは、運送機関の場合は1乗車船毎に、宿泊機関の場合は1泊毎に、その他の旅行サービスの場合は1該当

注4：〔4〕〔7〕〔8〕に掲げる変更が1乗船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗船又は1泊につき1変更として取り扱います。

注5：〔3〕〔4〕に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取り扱います。

注6：〔4〕運送機関の会社名の変更、〔7〕宿泊施設の名称の変更については、運送・宿泊機関のものの変更に伴うものをいいます。

注7：〔4〕運送機関の会社名の変更については、等級または設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。当社は天災地変等の免責事項の場合は、変更補償金及び見舞金をお支払いいたしません。

変更補償金の額は、お客様おひとりに対して旅行代金15％を限度とします。また、変更保証金の額が千円未満であるときは、お支払いいたしません。

●お客様の責任：お客様の故意又は過失、法令または公序良俗に反する行為または当社旅行業約款の規定を守らないことにより当社が被害を被った場合、当社の当該のお客様から損害賠償を申し受けます。



みなみ阿波



一般社団法人 みなみ阿波観光局

徳島県知事登録旅行業：第3-167号

旅行業務取扱管理者：藤瀬智史

〒779-2305 徳島県海部郡美波町奥河内字井才天17-1

TEL：0884-70-5880 FAX：0884-70-5881

E-mail：shikoku@minamiawa.jp